北海道

～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報

第37号
2024. 7. 25

身に覚えのない“名義冒用”による契約にご注意ください！

事　例

©KANAGAWA2013

製薬会社名で注文していない健康食品が届いたので、事業者に連絡して商品を送り返した。翌日、さらにその翌日にも健康食品が届き、受け取り拒否した。送り状を見ると、アパート名と私の名前の漢字も間違っていた。（２０代 女性）

一言アドバイス

北海道消費者
教育PRｷｬﾗｸﾀｰ
「ちえ子さん」

○事例のように、知らないうちに自分の名義が利用されて契約されてしまうことを「名義冒用（めいぎぼうよう）」といいます。この場合には、自分の契約ではないことを主張することが必要です。

○身に覚えのない商品が届いたら、開封せずに事業者に連絡し、自分は契約していないことを伝え、返品方法を確認しましょう。受取拒否する場合は、念のため送り状の写真を撮り保管しておきましょう。

○特定商取引法では、事業者から一方的に送り付けられた商品は直ちに処分できることとされています。しかし、事例のように名義冒用が疑われる場合もあり、無視すると商品や請求書の送付が続くことがあります。身に覚えのない商品や請求書が届いたら消費生活相談窓口に相談しましょう。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html

困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター　受付時間　平日／午前９時～午後４時３０分

相談専用電話　050-7505-0999

消費者ホットライン※　188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRｷｬﾗｸﾀｰ
「かしこしか」